

企画競争実施の公示

令和7年4月17日
観光庁 観光産業課長 羽矢 憲史

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 地域の旅館街等に入り込んだ教育プログラムの実践事業

(2) 業務内容

一つの地域で観光を支える多様な関係者が、地域課題を題材として、一体的かつ実践的にその解決を図ることを企図した教育プログラムについて、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン（令和5年3月観光庁策定）」に準拠しながら開発・実践等を行う。また、観光に関する教育プログラムについては幅広く提供されている実態があるところ、このようなプログラムがどの程度提供されており、課題が存在するのかを把握・分析すること。

(3) 履行期限 令和8年3月19日（木）

2. 企画競争参加資格要件等

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 業務担当課 観光庁 観光産業課 藤川、中村

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2 電話 03-5253-8111（内線27-325、27-329）

電子メール fujikawa-r2v9@mlit.go.jp（藤川） nakamura-t23h@mlit.go.jp（中村）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年4月17日（木）から令和7年5月14日（水）午後5時まで。電子メールでの交付とする。交付を希望する場合は、3.(1)の担当まで連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年5月14日（水）午後5時 上記3.(1)に同じ。電子メールにより提出すること。（提出期限までに業務担当課への企画提案書の到達が必須）

(4) 説明会実施の有無、日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するプレゼンテーション実施の有無、日時及び場所

プレゼンテーションは実施しない。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画競争参加者側の負担とする。

(4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該企画者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画競争参加者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した企画提案書については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

①特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

②企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点

(9) その他の詳細は企画競争説明書による。